の登録に関する事務であって第五十三条の二で定めるもの			
［略］	［略］	［略］	［略］
五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第五十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第五十五条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第五十五条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
五十五　日本税理士会連合会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士の登録に関する事務であって第五十七条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条で定めるもの
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第五十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十五　日本税理士会連合会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士の登録に関する事務であって第五十七条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］